

奨学給付金事業の実施について

1 目的

経済的事由により児童を高等学校等に進学させることが困難な者に対し、高等学校等における教育に係る経費の一部に充てるための奨学金を支給することにより、教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

2 概要

高等学校等への進学時に、保護者は入学金等、授業料以外の一時的な経済負担が発生することから、その負担軽減を図る必要がある。そのため、保護者の経済状況を踏まえるとともに、特に経済的に困窮しているひとり親家庭に対しては、その家庭環境も踏まえ、奨学金を支給する。

3 支給対象者

- (1) 当該年度の4月1日時点において以下の要件を満たし、かつ当該年度中に高等学校等に進学した児童を保護する者。

対象児童及び保護者が台東区内に住所を有していること。ただし、台東区内に住民票が無い場合であっても、DV被害者に対しては支給する。

保護者全員が前年度の住民税が非課税であること。ただし児童扶養手当を受給する場合、前年度の住民税が課税であっても対象とする。

生活保護を受給していないこと。

- (2) 過去に対象児童にかかる当該奨学金を受給したことがないこと。

4 支給額及び予定対象者数

区分	ひとり親世帯 (児童扶養手当受給者)	両親世帯
保護者全員が 住民税非課税	80,000円 70名	80,000円 170名
保護者が 住民税課税	40,000円 60名	

5 今後のスケジュール

平成30年3月
4月

区ホームページへの掲載、広報たいとうへの掲載
対象者へ申請書を送付、申請受付開始